

広島大学学術情報リポジトリ
Hiroshima University Institutional Repository

Title	井伏鱒二「丹下氏邸」瞥見：老いた方言話者は誤解される
Author(s)	前田, 貞昭
Citation	近代文学試論, 60 : 13 - 24
Issue Date	2022-12-25
DOI	
Self DOI	10.15027/54878
URL	https://doi.org/10.15027/54878
Right	
Relation	



井伏鱒二「丹下氏邸」瞥見

— 老いた方言話者は誤解される —

前田貞昭

一、はじめに

井伏鱒二「丹下氏邸」(『改造』第十三卷第二号、昭和六(一九三一年)年二月「創作欄」44頁〜57頁)の「私」の〈語り〉が問題を孕んでいることについては、藤森清¹が作品冒頭の〈折檻〉の場面を解説して見せ、藤森の分析から殆ど時を置かずに、新城郁夫²が昭和初年代の文学動向を視野に入れつつ、〈語り手〉³ Ⅱ「私」の認識と語り口の変移を作品全体に亘って精緻に分析した。藤森・新城の見解は踏襲するべき成果であり、その後の研究も語り手に主軸を据えたものとなっている³。

気になるのは、丹下氏Ⅱ丹下亮太郎の人物造型である。熊谷孝は、「生まれながらの長年の在地地主としての暮らし」⁴の中に培ってきた地主意識・階級意識が丹下氏を規定し、そうした階級的制約から逃れ得ないために、「自分がいいことをしているつもり」で「男衆夫婦を永久に縛りあげた儘で解放することをしない」と辛辣に論断し、伊藤眞一郎も、丹下氏の男衆に対する〈折檻〉に「性格的な意地悪さ」⁵が發揮されていて、「雇い主の特権の上に胡座をかいている点で、丹下氏は〈苛酷〉な存在だ」と手厳しく裁断する⁶。そうは言いながら、熊

谷は、極めて限定的であることに注意を喚起しつつ「亮太郎の人柄的なものにある憎めない一面が見られる」(傍点ママ) ⁷ と言い、伊藤は「男衆の寄るべのない天涯孤独の身の上を痛切に哀れみ、自分の無力に憂愁を抱いている人情味ある一老人なのである」⁸と丹下氏という人物像の解釈に幅があり得ることを付け加える。

丹下氏邸の主・丹下亮太郎を「生まれながらの在地地主——前近代的収奪者」⁹とするのは、丹下氏を「苛酷な雇主」と見做す「私」の認識を、階級的枠組において再把握したものであるが、そうした理解は、作品冒頭〈折檻〉の場面の男衆の反応とそれを語る「私」の言説に、過剰に引き摺られたところがありはしないだろうか。藤森や新城が明らかにしたのは、「丹下氏邸」とは、冒頭における「私」の認識が覆される過程^{プロセス}が描かれた作品であったことであつた。

〈語り手〉Ⅱ「私」のイデオロギー回路の内部で結ばれた作品冒頭の丹下氏像は覆されるべきものであるが、冒頭部の丹下氏のイメージは甚だ強く、その残像が後々まで揺曳した結果、あらためて結び直されるべき丹下氏像にまで影響してしまっているのではないか。後述するように、作中、丹下亮太郎なる人物は戲画的に変形されているが、明治末年から昭和初頭に至る井伏郷里の歴史的状況から逸脱するもの

ではなく、そうした歴史的・現実的基盤の上に造型されている。本稿では（語り手）Ⅱ「私」の代わりに、明治半ばから昭和初頭に至る現実的条件の側から丹下氏像を組み直してみたい。現実的・歴史的背景から出発するという点からいえば、そこに出現するのは、作者・井伏が作中の丹下氏像を作り上げる際に、その原型とした丹下氏である。留意しておきたいのは、作中には、その原型を原型たらしめた現実的・歴史的要件が丹下氏に関わる情報として地紋のように織り込まれていることである。すなわち、それは、図と地を反転させれば、（丹下氏郎）の総体を了解し、作品を語り終えようとした「私」に見えてきた丹下氏——「私」の変形作用（Ⅱ認識作用）以前の丹下氏が出現することを意味する。

井伏が描く祖父・民左衛門がそうであったように、老いた方言話者は、その土地の生活の中に閉ざされたまま生涯を過ごした、素朴で頑迷固陋な老人、精々のところ古風で狭隘な見識の中に留まる田舎者と見做されがちである。¹⁰冒頭近くで「私」が与えた「苛酷な雇主」という規定、そして、後続の場面でも散見される、戯画めいた筆遣いが作り出す丹下氏は、頑迷なままに年老いてしまった方言話者像の中に収まるだろう。しかし、作品「丹下氏郎」の中に存在する丹下氏は、そうした安直な既成の枠内に収まりきらない要素を持っている。「私」の語りは、そのような要素を、田舎人士の振る舞いとして戯画化する過程で臙化し、あるいは焦点から外して後景に押しやっているのであるが、一応は書きとめてはあるので、それらを集めれば「私」の丹下氏像を構築し直すことが可能になる仕組のようだ。

それでは、丹下氏のどのような要素が、「私」の語りの表層から退

けられているのか。

第一に、丹下氏の教養的基盤・文化的資産である。丹下氏は決して無学な老人ではない。丹下氏は「恩師坂谷朗蘆先生」と師の名前を口にする。「恩師」と言う以上、丹下亮太郎は備中井原の郷学・興讓館の塾生として教育を受け、漢学系の教養を培っていたと想定される。また、坂谷朗蘆が賞讃したという丹下家所蔵の書画骨董は丹下家の家格を示すものであり、朗蘆の賞讃はその文化的資産・威信財としての価値を高めると同時に、所有者の風流人としての見識と鑑識眼とを保証する。だが、「私」は、それを些か戯画化して語る。阪谷朗蘆や興讓館は地元で著名であっても、漢学的教養が時代遅れとなり、東京を中心とする文化的ヒエラルキーが成立した今では、地方名士の時代遅れな自慢話のように描くのである。

第二に、丹下氏の実務能力である。丹下氏は若い頃から役場に勤め、今は収入役の職にあると設定されている。見落としてならないのは、丹下氏が、名誉職とされた村長ではなく、報酬が支払われ実務能力が要求される収入役に就いていることだ。当時の村長は無給の名誉職であって、実際に役場を運営したのは収入役であった。「収入役」とした点は、丹下氏造型において実際の判断力を附与する要素として見落とせないのである。¹¹男衆が丹下氏を見送った後、「私」との会話部分で、印刷用自筆原稿では男衆が「ご隠居さん」（9枚目、10枚目）と呼んでいたのを、『改造』掲載時に「村長さん」（創作欄48頁上段6行目、16行目）と改めている。家督相続人らしき人物が作中に存在しない以上、「ご隠居さん」なる呼称は適切でないのは当然である。（設定が類似する「谷間」（『文芸都市』昭和四年一月〜四月）を引き込めば、

家督相続すべき長子の不在／死を暗示するのだが、「丹下氏邸」には関係する記述はない。男衆に「村長さん」と呼ばせていても、『改造』本文で「収入役」なる職を与えたのは、丹下氏が世事から身を引いて閑居しているわけではなく、現に村役場に勤めていて、その実務処理能力が衰えてはいないことを保証するためであったと考えられる。だから、「収入役」なる正式の職名が示される。しかし、「丹下氏邸」作中で丹下氏が実務能力を発揮する機会はなく、そうした丹下氏の能力は背景に押しやられる（迷児として現われた男衆のことで「諸方の役場へ通知を三十通も出」して問い合わせたのは、役場吏員として丹下氏が関わった業務だったと推測されるが、「四十何年も前」のことである）。そして、丹下氏の現在を正確に伝える役割を果たす筈の肩書きは、門札に記されていることで、己の権威を誇示して憚らない丹下氏の人物像を示す機能が取り立てられる。

第三に、名望家としての役割を担ってきた、丹下家の当主・丹下亮太郎という一面である。僻遠の地にあったという地理的条件のためか、村外へ投資するには規模が小さすぎたのか、先見の明や進取の気性を欠いた結果であるのかは不明だが、丹下家の資産は村外の銀行・鉄道など近代的企業に投資されることはなかったようで、「何人もの家人がゐて盛大であつた」と過去を振り返ることはできても、今では、男衆一人で事が済む程度まで経営規模は縮小し、邸宅の結構は過去の名残りとして残っている。とはいえ、四十余年前には身許の知れない迷児の養育を引き受け、今でも「東京から焼物を掘りに来た好事家」を二週間逗留させている。丹下家Ⅱ丹下氏亮太郎は集落内で名望家としての機能を果たして来たし、今もそうであると見てよいだろう。

これらの僅かな作中の情報からも、頑迷固陋で自慢好きな田舎人士とは、些か異なる丹下氏が見えるのではないだろうか。次節以降で考察するように、作中の各場面においても、単純に現在の境遇や自己理解に安住し、頑迷なままに時々の状況に軽率な反応しかできない丹下氏ではなく、対話の場面では発話相手の言葉の裏を読み、それぞれの場面に応じて気遣いする丹下氏が登場するのである。

二、自作自演劇——〈折檻〉の場

作品冒頭に語られる〈折檻〉が、オタツを呼び寄せるべく丹下氏が仕組んだ、自作自演の茶番劇であったことについて言葉を重ねるまでもあるまい。その場面から男衆の反応を語る部分を引用してみよう（引用は初出『改造』に拠る。原文は総ルビだが引用に際しては省いた。傍点は前田が附した。以下同様）。

男衆は丹下氏に手伝つてもらつて、肌ぬぎになつた。彼の胸部は甚だ厚みがあつて頑丈に出来てゐたが、肋骨の起動する具合によると、彼の呼吸は極端に、せつばつまつてゐることが判明した。彼は刑罰の成行きが不安であつたにちがひない。若し彼に反抗する意志や逃げ出さうとする魂胆があつたならば、彼の肋骨は、もつと大がりに起動しつゞけたであらう。罪人の肋骨といふものは、適確に彼の希望を表現しながら波うつものなのである。

「私」によつて観察された男衆の胸や肋骨の微細な動きといった肉体的反応は、男衆の切迫した心理をそのまま反映しているようで、強い印象を残す。男衆は、丹下氏の用意した仕掛けなどとは思ひもよらず、

〈折檻〉を掛け値のないものとして受けとめ、真実、困惑し狼狽している。丹下氏の怒りⅡ〈折檻〉が男衆に「真剣」なものに映ったという点において、丹下氏の演技は成功したというべきだろう。

丹下氏の誤算は、この茶番劇の唯一の観客で、〈丹下氏邸〉の事情に疎い「私」が、「最も厳粛な口調で」「厳かに行はれ」た「刑罰」だと、茶番劇の表層で理解してしまったことであつた。罪状の一端が馬鹿馬鹿しい瑣末事の列挙に過ぎなかつたり、〈折檻〉の実際が男衆に休息の姿勢を取らせることであつたりするのは、それが丹下氏の〈演技〉であつたことを明示するもののだが、二週間ばかりの滞在中に初めて目にした丹下氏の「怒り」への驚きと、男衆の困惑を極めた反応とによつて、「私」は、〈演技〉とは露思わず、深刻な〈折檻〉と受けとめたのである。

「丹下氏邸」の「辺鄙な田舎」という設定は、単に中央からの空間的隔たりを意味するだけではなく、前近代的慣習（過去）の残存を許容する時間的にも隔たつた場としての性格も附与される。そのことと、「私」の目撃談であるという体裁（真実性の保証）、そして、男衆の困惑、「私」の驚嘆ぶり——これらが重複して、とりあえずは、この茶番劇は草深い一地方の実際であるかのように映じるのである。

「私」は、作品内世界の出来事や人間関係に直接的な関与をしないという点¹³においては傍観者・報告者という位置にあるが、それが、極めてアイロニカルである点については、先に紹介した藤森清などの先行研究が「私」の語りの次元で究明したところだ。それに加えて、事実認定レベルにおいても〈語り手〉Ⅱ「私」の言葉は疑わしい。〈折檻〉の場面の目撃談においては、丹下氏は「風呂場のかげ」に隠れた

「私」の存在に気づかなかつたとする。だが、それは信じがたい。男衆に昼寝の格好を命じたまま急いで出勤した丹下氏は、屋敷の方向に掛ける素振りを見せる。その様子を見ていた「私」は、

向ふの往還では、丹下氏がしばしばこちらをふり向いたが、さういふ事情に気のつく筈はなかつたと信じていゝ。

と断言する。「さういふ事情」なるものについては、右の引用直前で「男衆は」塀のところをやつて来たが、若しも向ふの往還を歩いてゐる彼の雇主が、こちらをふり向いて見ても、私ひとりだけが塀のぞいてゐるやうに見せるため、彼は私のかげに身を忍ばせた」と説明するのだが、「私」が塀のところに見えるということとは、「私」が庭で昼寝をさせられている男衆を見つけたことを意味する筈だ。丹下氏が「しばしばこちらをふり向いた」のは、屋敷に残した男衆と「私」の様子を気に掛けていたからではないか。丹下氏が懐中時計を取り出したのを見て「出勤に遅刻しさうであつたにちがひない」と「私」は推察しているが、〈折檻〉を切り上げる潮時を示す自作自演劇中の所作・演技と見るべきである。「勤勉な吏員」である丹下氏が本当に遅刻しそうなのであれば、出勤途中で出会つた〈洋の字〉と松山売買の交渉のためとはいえ「ながつたらしく立話しをやりはじめ」る余裕はあるまい。丹下氏は、その後の男衆のことを気に掛けていたために、分けても、この日は、昼寝の格好を強いられた男衆が「私」の目にとまることを想定していたために——丹下氏が仕立てた茶番劇の「〈折檻〉の場」を「私」がどのように見たか、丹下氏の意図を「私」がどのように汲み取つたかを確認する目的もあつて、自宅の方を重ねて振り向いたと考えられるのである。

翌々日のことになるが、「私」が「あの手紙には苛酷な刑罰のことが書いてありました」と遠慮のない言葉を浴びせても、丹下氏にたじろいだり、驚いたりする様子は見えない。それは二つのことを意味する。一つは、丹下氏が「私」が〈折檻〉を目撃していたことを既に了解していたことである。もう一つは、「私」が〈演技〉とは思ってもよらずに丹下氏の行為を〈折檻〉としか捉えていないことを丹下氏が理解したことである。丹下氏の台本や演出・演技に不手際があったわけではない。問題は「私」にあった。〈丹下氏邸〉の事情に疎い訪問者である「私」には、丹下氏の怒りと叱責という表層しか見えなかったらしいのだ、——純朴で疑うことを知らず、丹下氏の言葉を文字通りにしか受け取れなかった男衆と同様に。丹下氏は、「私」の誤解を解いてやろうとする。

三、自己を語る丹下氏、丹下家の現実

丹下氏に、オタツから来た手紙の文面を質されたとき、「私」は次のように反応する。

私は気がついた。雇人の特色ある折檻のされかたをのぞき見したとき、すでに丹下氏に対して反感を持たなければいけないと定めてみたことに私は気がついたのである。そこで私は反つぽを向いて答へた。

「あの手紙には苛酷な刑罰のことが書いてありました」

ここで明白なのは、「私」が普段の丹下氏の人柄・行為に対して「反感」を持っていなかったことである。そして、また、〈折檻〉を目撃

した時の決意をすっかり失念するほどに、〈折檻〉の後も丹下氏が普段通りであったことも意味する。それが言外にあつて、初めて、傍点を附した屈折に満ちた表現が生まれる。

さて、自作自演劇が功を奏したことを確認するべく、丹下氏はオタツから男衆に宛てた手紙の内容を「私」に尋ねる。先の引用の前段である。

丹下氏が離れにやつて来た。そしてロクサの森の或る一箇所を眺め、注意ぶかく鋸の音に耳を傾けてみた後で、彼はいかにも内密らしい口調で私にたづねた。

「うちのエイに來ましたる手紙は、どのやうな文面でありましたらう？」

「ロクサの森」から聞こえて来る鋸の音は、男衆の所在を示すばかりでなく、男衆の働きぶりや機嫌の指標のやうなものであるらしい。丹下氏はオタツからの手紙に対する男衆の反応を気に掛け、その様子を遠くから窺おうとする。丹下氏は、彼が企図したオタツの来訪を確認し、男衆の心の在り方にまでも気を配るのである。手紙の内容を質す丹下氏に対して、「私」は「反つぽを向いて」、「あの手紙には苛酷な刑罰のことが書いてありました」と丹下氏を咎め立てる大仰で嫌味な言葉遣いをもって応じるのだが、それに対して、丹下氏は次のように言う。

「いや、いや、それならばオタツらが、またはやうちのエイに意見をしに來るのであります。必ずや、さうでせうがな？」

ここで丹下氏は、「苛酷な刑罰」という「私」の辛辣な台詞を「いやはや」と遣り過ごしたかのようなのである。そして、「私」の表現に従え

ば「丹下氏は私が何の質問もしなかつたのにもかゝらず、男衆の来歴について制止し難くしやべりはじめ」る。「私」は、その饒舌を説明するのに「多くの場合、突発的にきまりの悪い事情に出会したものは、きまり悪さを打ち消さうとして、ほんの暫くの間でも饒舌家の性質を帯びるものである」と普遍的(?)心理を持ち出す。

果たして「私」の理解は的を射ているのだろうか。

そもそもオタツからの手紙を丹下氏が読んでやらなかつたために、「私」が読むことになる。丹下氏邸には丹下氏と「私」しか暮らしていない設定になっているのだから、丹下氏が読んでやらないとすれば、「私」が読むしかない。この手紙を読むことによって、「私」は、〈折檻〉の事実がバンゾウ人(周旋業者・洋の字)を介してオタツに伝わった次第を知り、丹下氏がバンゾウ人に自作自演劇の一役を買わせていたことも理解した筈だ。丹下氏自身が手紙を読んでやっていたら、後で「私」にその内容を確認するという余計な手間は要しない。そういう手間をかけたのは、「私」に事の次第——〈折檻〉の企みを「私」に教えるためであつたと推測される。

「私」が語り出してきたのは、雇人の「失策」や「生意気」を許さず怒りに任せて「苛酷な刑罰」を与え、急いでいる筈なのに「バンゾウ人」と松山売買の交渉を始めるといった、目先の出来事に単純に反応する、些か短慮な丹下氏像である。しかし、丹下氏の言動を検めてみれば、浮かび上がってくるのは、思慮に富んだ、老朽ぶりである。オタツの来訪が丹下氏によって仕組まれていたこと、また、オタツからの手紙を「私」に見せるべく丹下氏が企図していたことは先に述べたところである。

丹下氏が男衆の来歴について語った場面に戻ってみよう。「苛酷な刑罰」という「私」の辛辣な台詞を「いやはや」と遣り過ごしてしまっているようだが、その後、丹下氏は男衆の来歴を振り返り、「うちのエイが病気をするか失策をするかでもしなければ、どやのうにも、オタツらは訪ねて来る因縁が見つからなかったのであります」と、オタツ来訪の経緯——〈折檻〉の事情を明かす。

さらに、「私」が「どうして男衆夫婦に世帯を持たしてやらなかつたのかと丹下氏に非難の質問をした」とき、「丹下氏は寧ろ得意で答へた」とあつて、英亮・オタツ夫婦の現在の在り方について、丹下氏は「二人だけ夫婦の好き勝手でありますがな」と二人の意思であつたと説明し、「人間の潔斎しとる性根が、ほかの他人にわかるものではないですが」と自身の見解を述べる。

問題は、その「得意で答へた」発話に続く場面である。丹下氏は、沈思の末に、自分が男衆にどれほどのことを為し得たかという嘆きを「私」に語るのであつた。「私」の非難・詰問に対する丹下氏の対応は一拍遅れはする。しかし、「私」の難詰めいた言葉に対して、丹下氏は、そこに至つた事情を丹下氏自身の言葉で明かすのである。「姫谷村四川村芋原村三箇村聯合村役場収入役」を勤める丹下亮太郎は、「私」が下す評価ほどには鈍感でも単純でもない。「谷間の三人の住人(丹下氏・男衆・オタツ)は、いずれも質朴で純情な心の持ち主である」といった一括規定は、丹下氏と残る二人の住人との差異を見えがたくしてしまうだろう。

丹下氏の述懐に拠れば、英亮が丹下氏邸に迷児として現われたのは、明治二十年代初頭であろうか。

当時の救民制度は近世的な「共同体の責任において子を養育していく」という価値観¹⁵を継承・再編したものであり、丹下家が突然現われた迷児を世話し、やがてその養育に当たったのは、丹下家が小規模とはいえ、この地域の名望家であった証左である。丹下家に現われた時の英亮の年齢は必ずしも判然とはしないが、丹下氏が「ちやうど私らが役場に勤めはじめたとき」で「四十何年も前」だと回想している。

仮に作品発表の昭和六（一九三一）年から四十余年前とすれば、英亮の出現は明治二十年代初頭（明治二十四（一八九一）年が四十年前に当たる）に想定できよう。広島県においても松方デフレ以降、棄児の数が急増する傾向を示していた時期である。作品冒頭に「丹下氏は六十七歳で、男衆は五十七歳」とあるから、役場に勤め始めた丹下亮太郎が二十歳代前半、迷児として現われた男衆は十数歳という計算になる。『広島県統計書』においては迷児は棄児の範疇に入れられて、満十三歳迄は棄児養育米給与方の対象として養育米が支給され、養育米の支給対象から外れると同時に定籍手続きが取られることになっている。丹下氏も、この手続きを取って、「丹下」と一字違いの「谷下」を姓とし、「亮太郎」の「亮」の一字を与えて名として「谷下英亮」なる戸籍を用意したと思われる。ずいぶんと親身な扱いである。

「私」は「どうして男衆夫婦に世帯を持たしてやらなかつたのか」と丹下氏に非難の質問をするのだが、棄児に「世帯」を持たせてやるという発想、また、その当時経済的余裕が丹下家にあつたのか。作中に明言されていないが、英亮とオタツとの結婚は作中現在から二十四年前すなわち明治四十（一九〇七）年頃と推算される。男衆が丹下家に現われた頃から丹下氏が役場に勤め始めたというのは、この頃、丹

下家の経済的状況が苦しくなっていたことを示唆するだろう。それから二十年近く経っても状況は好転せず、丹下家においては、英亮に一家を構えさせたり、使用人としてオタツを迎えたりする余裕は失なわれたままだったのでないかと想像されるのである。¹⁷

四、〈丹下氏邸〉のコード、そして改題

冒頭部分の「私」を支配していたのは、丹下氏の〈折檻〉を前近代的で「苛酷な刑罰」と見る近代的倫理規範である。読者は一応その「私」の判断と「私」の語りに導かれて作品内世界を「のぞき見」する。やがて、「私」が持つていたような近代的倫理規範が通用しない人物たちによって構成されているのが、〈丹下氏邸〉という領域であることが「私」に理解され、「私」の判断を超えた世界として立ち上がって来る。それが「私」の価値判断的な陳述の沈黙をもたらす。

〈丹下氏邸〉に生きる人々の間では、その言葉が意味するものになで立ち戻って考えられることなどない、典型的な〈挨拶〉が繰り返される。それは、丹下氏邸という領域を支配しているコードと同じく、何の疑いを差し挟むことなく通用する（姫谷焼発掘作業に出掛けようとした「私」が、男衆の呼びかけに「私も彼等の風儀を守つて、こんにちはと答へ」た事実は既に「私」がそうした風儀＝コードの内部に位置したことを意味するわけだ）。

男衆は、丹下氏による叱責↓オタキの来訪という体験を繰り返しているのだが、その背後に丹下氏の企みがあることに全く気づいていない。男衆は、他者の言葉・行為を疑うことなく受け容れる、不器用な

人物として設定されている。丹下氏のように人間が演技をする、「私」のように理念として培った概念装置（イデオロギー回路）を紹介して状況を捉える……といった領域に男衆は住んではない。言葉や行為の当否・虚実あるいは倫理を問うという発想と男衆は無縁である。男衆は、自らに与えられた境遇、そして、他者の言葉や行為を疑うことなく、「所詮」はそれをそれとして受け容れることしかできないと考えているらしい（この点については、既に先行研究で繰り返し指摘されているので詳細は省く）。

男衆と同じように、丹下氏も老いた方言話者として登場する。しかし、丹下氏は男衆とは決定的に異なる。作中で、この〈丹下氏邸〉のコードに疑問を持ち得るのは訪問者である「私」だけではない。この世界の住人である丹下氏も、その一人である。丹下氏は、「私」の抱いた疑念・疑問の生じる所以も理解できるのだが、この〈丹下氏邸〉の領域で有効なのが近代的倫理規範ではないことを知っているために、観念的な倫理規範ではなく現実には有効な手段を選択するしかない（丹下邸に暮らす男衆にオタツを会わせるためには〈折檻〉が最も有効なのである）。かといって、〈丹下氏邸〉のコードに従うことが絶対的に正しいとも考えてはいない。男衆とオタツとが離れて暮らすことを「潔斎しとる性根」などという小綺麗な言葉で封印してしまっていたことに、丹下氏は気附くことができる。少なくとも、丹下氏自身が過去に採った措置も含めて、疑問を持つことができる。だから、彼を非難する「私」の言葉を理解し、「私」の言葉に一拍を置きながら反応する。また、現実的有効性を選択した結果、「私」が丹下氏を〈誤解〉してしまうこと（だから、様々な手段を講じて〈折檻〉の背景を

「私」に教えようする）、男衆を〈折檻〉すれば彼に打撃を与えてしまうこと（そのことを意識しているがゆえに、〈折檻〉の内実は冗談めいた行為を男衆に強いるに留まるのだが）を理解し、男衆に丹下氏が何をしてやったかと自省することもできるのである。

「私」が丹下氏像を修正しなければならなかったのは、これまで検証してきたように、丹下氏が自己の現在に自足し、己の所業を疑うことなどつゆ知らぬ単純素朴な人物ではなかったことが「私」にも見えてきたからである。丹下氏邸を支えているのは、丹下氏の知恵と気配りであるわけだ。

そのことと関連するのが、作品標題の変更である。『改造』編集部による原稿整理の形跡が残る印刷用自筆原稿には、井伏自身の手で「老僕のある風景」と書かれ、その脇に赤字で「一号」と号数指定もある。このように印刷所（秀英舎）入稿時に「老僕のある風景」の標題であったことは明らかであり、校正の際に改題されたと判断するのが穏当だろう。この改題について、松本武夫は「社の判断で、「丹下氏邸」と変更されたものと推測される」と言う。素朴な自筆原稿信仰に由来するのか、格別の根拠があるのか不明だが、出版者との力関係がもたらした不本意な改題であったかのような物言いである。自筆原稿と『改造』掲載本文とを対校すると、著者の手によって生じたと判断される本文異同（先に挙げた「隠居さん」から「村長さん」への推移もその例）が複数箇所で見られる。これは、著者校正が行なわれたことの明白な証拠である。当時『改造』編集部員で「丹下氏邸」原稿を井伏に依頼した上林曉が、実名小説「栄硯」（『芸芸』第十巻第九号〈秋の創作（実名小説）特集号〉、昭和二十八（一九五三）年九

月)に、秀英舎の校正室で「丹下氏邸」の校正をする井伏の姿を書きとめている。これらの周辺状況を勘案すれば、本文へ手が入られたのと同じように、著者校正の際に井伏自身の判断で標題も変更されたと推測される。曖昧な「社の判断」なるもの持ち出す必要はない。

『改造』編輯部へ渡した時点では「老僕のゐる風景」を標題とすることで、井伏は、〈語り手〉Ⅱ「私」の判断の向こう側に確然と存在する世界を〈風景〉と名付けていたと考えられる。この標題は、作品末尾——「離れ」から「私」が眺めた「谷間」を描いた場面——の延長上にあつて、妥当性を欠いているわけではない。日常語とは言えない漢語「老僕」は、谷下英亮を身近に捉えた本文の「男衆」とはほぼいふん印象の異なる、観念的な位相にある言葉である。「風景」とは向こう側にあつて人間業の及ばない対象として自然の様相を捉える言葉である。この二つの言葉は、対象（ここでは作品世界）を、越えがたい距離の向こう側にある客体の位相で捉える。こうした複数の要素を含み込んで示唆に富んだ標題だったと思われる。

一方、『改造』時に採用され、その後も踏襲されてきた「丹下氏邸」という標題は、〈丹下氏邸〉という機構^{システム}に着眼しようとしたものだと考えられる。〈丹下氏邸〉の世界は、〈自然〉でもなければ〈風景〉の領域に収まるものでもなく、本稿で見えて来たように、丹下氏の差配が支えている世界である。だが、その丹下氏も〈丹下氏邸〉の論理に従って生きざるを得ない。「丹下氏邸」なる標題は、丹下氏をも包含して動く、こういう機構^{システム}としての意味合いを持つて選択されたの方向にはあるまいか。本稿で考察してきたような丹下氏の在り方を示唆する方向に、標題は変更されたと考えられるのである。

注

- (1) 藤森清『丹下氏邸』、『解釈と鑑賞』第五十九巻第六号、一九九四年六月。
- (2) 新城郁夫「井伏鱒二「丹下氏邸」論」、『立教大学日本文学』第七十三号、一九九四年十二月。
- (3) 鄭寶賢「井伏鱒二「丹下氏邸」——論物語を統御する存在——」、『日本文学と文学』第五十一巻第二号、二〇〇四年十一月、申鉉泰「井伏鱒二論——語り手「私」の克服と新たな誕生——」、『日本研究』第三十七号、二〇〇八年九月)など(いずれもKorea Citation Index [https://www.kci.go.kr/keiportal/main.kei]の検索に拠る)も、〈語り手〉「私」の分析に主眼を置いた論考である。なお、申は、冒頭〈折檻〉の場面で、「私」が「過剰反応」していると指摘している。
- (4) 熊谷孝『井伏鱒二〈講演と対談〉』(鳩の森書房、一九七八年七月、98頁)。井筒満「丹下氏邸」(文学教育研究者集団著・熊谷孝編『井伏文学手帖』みずち書房、一九八四年七月)も熊谷のそれを踏襲している。
- (5) 前掲注4熊谷著、99頁。
- (6) 伊藤眞一郎「丹下氏邸」考(磯貝英夫編『井伏鱒二研究』溪水社、一九八四年七月、255頁)。
- (7) 熊谷注4熊谷著、103頁。
- (8) 前掲注6、258頁。
- (9) 前掲注4井筒論文、40頁。
- (10) 寺横武夫「井伏鱒二の原風景」(東郷克美・寺横武夫編『井伏鱒二——

昭和作家のクロノトボス——』双文社出版、一九九六年六月）が指摘したように、井伏の手によって祖父・民左衛門は骨董好きの頑迷な老人として強く印象づけられ、「在村知識人」としての一面が取り零されてきた（17頁く19頁）。寺横が引く有元正雄・頼祺一ほか『明治期地方啓蒙思想家の研究——窪田次郎の思想と行動——』（溪水社、一九八一年三月）に民左衛門関係資料が収載されているが、「井伏鱒二没後29年 鱒二忌」における講演・世良正文「井伏家と栗根文化圏」（二〇〇二年七月九日、於ふくやま文学館）でも、栗根における民左衛門たちの活動が知られる新資料（世良家旧蔵、ふくやま文学館へ寄贈）が紹介された。

(11) 自筆原稿（23枚目）・初出『改造』（54頁上段）から『井伏鱒二全集』（増補版）第一巻（筑摩書房、一九七四年三月、135頁）・『井伏鱒二自選全集』第一巻（新潮社、一九八五年十月、83頁）まで一貫して「坂谷朗蘆」と表記するが、「阪、谷朗蘆」とあるべきところか。「蘆」は植物の「あし」のことで、「蘆」は建物の「いおり・いえ」を指す別字。阪谷朗蘆（一八二二〔文政五〕年〜一八八一〔明治十四〕年）は一八五三〔嘉永六〕年十月備中後月郡西江原村字寺戸（現・井原市西江原町）に開かれた興譲館の初代館長であったが、明治元（一八六八）年十月に広島藩の招聘に応じ、甥の坂田警軒が後継者になっている（山田芳則「幕末・明治期の興譲館」『吉備地方文化研究』第十四号、二〇〇四年三月、80頁）。したがって、作中で六十七歳と設定された丹下亮太郎（作品発表の昭和六年に数え年齢とすれば慶応元（一八六五）年生まれ）が、実在する興譲館で朗蘆に師事することは難しい。井伏は「故中島直人とタメカネ入道」（『都新聞』昭和十六年十月二十八日）

三十日）で、「朗蘆先生といふのは私の郷土の地方では有名な昔の学者である。坂谷朗蘆といひ、山間の風景のいいところに塾を開いて近在の子弟を薫陶してゐた人である。〔略〕その遺聞逸事は私も子供のとき話にきいて知つてゐる。」（『井伏鱒二全集』第九巻、筑摩書房、一九九七年七月、497頁）と記している。なお、印刷に供された自筆原稿の冒頭を含む三枚ほどが『アサヒグラフ別冊』（井伏鱒二の世界）（朝日新聞社、一九九二年六月、132頁）にカラー版で掲載され、全文をモノクロ写真版で収めた『井伏鱒二著 丹下氏邸』（ふくやま文学館所蔵資料シリーズ『福山の文学』第二集）（ふくやま文学館、二〇〇一年一月）が刊行されている。以下、自筆原稿からの引用は右のいずれかの写真版に拠った。

(12) 無給の名譽職とされた町村長と違って「旧町村制」（明治二十一年四月十七日法律第一号）や「改正町村制」（明治四十四年四月六日法律第六十九号）でも、収入役は有給と定められていた。町村長に関しては、石川一三夫『近代日本の名望家と自治——名譽職制度の法社会史的研究——』（木鐸社、一九八九年七月第二刷。第一刷は一九八七年十二月）第六章・第七章に、名譽職であるがゆえに実務に疎かったり、役場への出勤が滞りがちであったりした事例や、就任そのものを忌避した事例が報告されている。「姫谷村四川村芋原村三箇村聯合組合村役場」は実在した行政組織ではない。姫谷・四川・芋原の地名は井伏生家近在の字名で、それを使ったものとおぼしい。明治二十一年以降の広島県統計書 (<http://db1.pref.hiroshima.jp/Folder01/Frame01.htm>、二〇二二年三月二十二日確認) からは、安那郡下十五箇村の内、八尋村・上竹田村・下竹田村で一つの連合村役場を置き、下賀茂村（下加

（茂村）・法成寺村でも一つの連合村役場を置いていることが分かる。小規模の村を併せて連合村役場を置いたのだが、井伏は、こうした生家近在の連合村役場設置の実例を踏まえて、丹下氏が暮らすのが規模の小さな集落であったことを示す意図があったと見られる。

（13）東郷克美は、「丹下氏邸」の「私」は「作中のドラマにおいて何ら積極的な役割を演じない」「くつたく」した「夜更け」の物語——「文学青年寡れ」の時代——『井伏鱒二という姿勢』ゆまに書房、二〇一二年十一月、70頁。初出は『成城国文学論集』第十三輯、一九八一年三月）と指摘している。

（14）前掲注6、259頁。

（15）細井勇「近世の公的救済と近代的慈善事業の特質について——棄児養育米制度に注目して——」『キリスト教社会問題研究』第五十五号、二〇〇六年十二月、137頁）。棄児やその救済策については、宇都栄子「児童養育保護政策における棄児取扱について——明治二一年～二七年の先例——」『日本女子大学紀要』（文学部）第二十三号、一九七四年三月）、大友昌子「明治自治制度の成立と救貧行財政」『日本女子大学紀要』（文学部）第三十一号、一九八二年三月）等を参照した。

（16）『広島県統計書』の「慈善及褒賞」から「棄児」（棄児養育米給与方の支給対象）の数値を抽出したのが表1で、明治二十年代初頭から急増していることが明瞭である。また、同統計書から、警察で保護あるいは把握した棄児・迷児の数値を抜き出せば表2のようになって、やはり、明治二十年代初頭から棄児が格段に増加している。

表1 養育米支給対象の推移

年	棄児の数
明治16年	15
明治17年	16
明治18年	26
明治19年	26
明治20年	41
明治21年	44
明治22年	44
明治23年	47
明治24年	42
明治25年	41
明治26年	35
明治27年	37
明治28年	27
明治29年	40
明治30年	35

表2 棄児・迷児の推移

年	棄児	迷児
明治12年	4	153
明治13年	1	106
明治14年	2	89
明治15年	3	93
明治16年	4	126
明治17年	12	117
明治18年	13	215
明治19年	14	158
明治20年	25	268
明治21年	24	291
明治22年	38	223
明治23年	17	201
明治24年	14	281
明治25年	18	220
明治26年	9	244
明治27年	14	260
明治28年	19	244
明治29年	10	285
明治30年	7	333

（17）収入役の報酬は僅かであった。英亮とオタツが結婚した時期と重なる明治四十（一九〇七）年頃の岡山県下の資料がある。岡山県都窪郡福田村（現・岡山市）の明治四十一年度「村費の推移（歳出入）」で、これに拠れば、同村の収入役月俸は十一円、尋常小学校正教員月俸十四円五十銭、専科正教員月俸十円である（<http://www.asahi-net.or.jp/~j8t-okmt/009-09sangyoufumi.gisonhi.htm>、二〇一二年三月二十二日確認）。また、そこには、表3として掲げた「個人の財産及生活」と題する表が掲げられていて、収入役の報酬は「下等生活」の年経費と同じ程度でしかないことが分かる。また、「丹下氏邸」発表当時、『広島県統計書』（昭和七（一九三二）年）の「町村吏員」に拠れば、広島県下の市町村の収入役の年収は昭和四（一九二九）年～昭和六（一九三

「一」年において四〇〇円前後で、深安郡下では昭和六（一九三一）年には平均五一三円である（町村組合吏員の場合は平均は五〇四円）。週

刊朝日編『値段の

風俗史』上（朝日

文庫、一九八七年

三月）では、内閣

総理大臣の月俸

（昭和六年）八〇

〇円（565頁）、巡

査の初任給・月俸

（大正九年）昭和

十九年）四十五円

（571頁）、公務員

の初任給・月俸

（大正十五年）昭和十二年）七十五円（583頁）である。先述した広島

県下の収入役の報酬は月額にすれば三十三円〜四十二円程度であって、

『値段の風俗史』が掲げる小学校教員初任給・月俸（昭和六年）四十

五円〜五十五円（577頁）にも及ばない。なお、注3に引いた申は男衆

に世帯を持たせなかったのは「エイの知的能力に問題があったからで

はないか」（245頁）と推測している。

（18）松本武夫「丹下氏邸」校異・書誌』（『井伏鱒二「宿縁」への眼差』東

京堂出版、二〇〇三年十月、207頁）。

*本稿はJSPS科研費 JP20K00331による成果の一部である。

表3 個人の財産及生活

上等生活		
12戸	村等級	1等乃至5等
財産1戸平均35,000円		
1戸1ヶ所年経費金約1,250円		
中等生活		
258戸	村等級	6等乃至18等
財産1戸平均1,000円以上		
1戸1ヶ所年経費金約470円		
下等生活		
259戸	村等級	19等乃至23等
財産ナシ		
労働生活		
1戸1ヶ所年経費金約130円以上		

（まえた さだあき、兵庫教育大学名誉教授）